

長崎県薬剤師奨学金返還補助事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金実施要綱（以下「実施要綱」という。）にかかる薬剤師奨学金返還補助事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この事業は、奨学金の貸与を受けている薬学生及び在学時に貸与を受けた既卒者が、県内の対象施設に薬剤師として就職し、一定期間就業した場合に、その者が貸与を受けた奨学金の返還額を補助することにより、薬剤師の県内就職を促進し、その定着を図る。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 大学等 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に基づき設置された大学及び大学院をいう。
- (2) 薬学生 大学等に在学し、薬学の正規の課程(学校教育法第 87 条第2項に規定するものに限る。)を修める者又は修めた者をいう。
- (3) 既卒者 対象者募集の時点で薬剤師免許を取得している又は取得見込みのある者をいう。
- (4) 奨学金 大学等の修学のために独立行政法人日本学生支援機構等が当該学生に対して貸与する資金で、貸与を受けた本人が返還義務を負うものをいう。
- (5) 病院 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第7条第1項に基づく開設の許可を受けた病院のことをいう。
- (6) 対象施設 第 5 条第 2 項の規定により登録された施設をいう。
- (7) 対象者 本補助金の交付を受けようとする者をいう。
- (8) 支援対象者 第 9 条第 1 項に基づき認定された対象者をいう。
- (9) 薬剤師少数区域 国が示す薬剤師偏在指標に基づき、国が定めた二次医療圏単位で薬剤師が少数と設定された区域をいう。
- (10) 正規雇用 雇用期間の定めのない契約に基づく雇用とし、就業規則等で定める職員と同様の扱いとなる雇用形態をいう。

(対象施設の登録要件)

第4条 対象施設となる病院は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 県内の病院の薬剤師少数区域で開設している病院であること。
- (2) 支援対象者を正規雇用しようとする病院であること。
- (3) 支援対象者が受講可能な教育研修プログラムを設けていること。

(対象施設の登録)

第5条 対象施設の登録を受けようとする施設の開設者は、対象施設登録申込書(様式第1号)を提出しなければならない。

2 県は、提出された書類を審査し、対象施設として登録した時は、その結果を文書で通知するものとする。

3 対象施設は、登録後、第4条第1項に掲げる要件を満たさなくなったとき、登録事項を変更したとき、又は登録を辞退しようとするときは、対象施設登録変更(辞退)届出書(様式第2号)により、速やかに知事に届け出なければならない。

(対象施設の登録の取消)

第6条 知事は、対象施設が次の各号のいずれかに該当するときは、対象施設の登録の取消し等の措置を行うことができる。

- (1) 虚偽の申込又はその他不正行為を行い、登録したことが明らかになったとき。
- (2) 第4条第1項に掲げる要件を満たさないことが明らかになったとき。
- (3) 労働関係法令に違反する等、対象施設として相応しくないと県が認めたとき。

(支援対象者の認定要件)

第7条 認定を受けようとする者は、次の各号のいずれの要件も満たさなければならない。

- (1) 次のア又はイに該当する者

ア 募集年度の4月1日の時点で当該年度又はその翌年度に大学等を卒業予定の薬学生で、卒業をした年の6月末日までに対象施設に薬剤師として就業することを希望する者

イ 募集年度内に対象施設に薬剤師として就業している又は募集年度の翌年度の6月末日までに就業することを希望する既卒者

- (2) 申請日時点において大学等在学中に貸与を受けた奨学金に返還残額がある

者

- (3) 対象施設に就職後、継続して薬剤師の業務に従事する見込みの者
 - (4) 第9条第2項に規定する認定期間中は、個人情報（氏名、住所、生年月日、在籍学校名、連絡先等）を対象施設へ提供することを承諾する者
- 2 他の地方公共団体や企業が実施する奨学金返還支援制度を併用することができる。

（支援対象者の申請）

第8条 認定を受けようとする者は、対象者募集期間中に奨学金返還補助金支援対象者認定申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

（支援対象者の認定）

第9条 知事は、奨学金返還補助金支援対象者認定申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、支援対象者に認定したときは、奨学金返還補助金支援対象者認定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 支援対象者の認定期間は、認定を受けた日を起点として次の各号の期間までとする。ただし、認定日の時点で対象施設に正規雇用により就業している者には適用しない。

(1) 薬学生

対象施設に薬剤師として正規雇用により就職する前日、又は卒業予定年度の翌々年度の6月末日のいずれか早い日まで

(2) 既卒者

対象施設に薬剤師として正規雇用により就職する前日、又は募集年度の翌年度の6月末日のいずれか早い日まで

（交付対象期間）

第10条 交付対象期間は、支援対象者として認定された者が、対象施設に正規雇用により就職した日を起点として、当該日の属する月から起算して奨学金の返還年数までとする。ただし、その期間は5年を超えないものとする。

2 支援対象者が就職した時点で奨学金の返還が開始されていない場合は、返還が開始された日をもって交付対象期間の起点とみなす。

3 支援対象者が初回の交付申請を行う年度の4月1日の時点で対象施設に正規雇用により就業している場合は、当該日を起点とし、第1項に基づく期間を適用する。

- 4 前項の規定にかかわらず、支援対象者が産前・産後休暇、育児休業その他の事由により、奨学金の貸与団体において奨学金の返還の期限の猶予が承認された場合は、当該猶予期間を上限に交付対象期間を延長することができる。

(対象経費及び補助金額)

第11条 この補助金の交付の対象となる対象経費及び補助金額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 交付対象期間内に支援対象者が支払った奨学金の返還額(利息を含み、延滞金、返還免除額及び返還済額を含まない。以下同じ。)とする。
- (2) 補助金額の年額上限は360千円とし、総額上限額は1,800千円とする。

(支援対象者の就職活動状況等報告)

第12条 支援対象者は、対象施設に就職する日の属する年度までの就職活動等の状況を、毎年4月20日までに、就職活動状況等報告書(様式第5号)により知事に報告しなければならない。ただし、認定日の時点で対象施設に正規雇用により就業している者には適用しない。

(支援対象者の届出等)

第13条 支援対象者は、認定期間中又は交付対象期間中に次の各号のいずれかに該当したときは、届出書(様式第6号)により、その旨を速やかに知事に届け出なければならない。

- (1) 留年、休学又は復学したとき
- (2) 停学処分を受けたとき、又は退学したとき
- (3) 奨学金の貸与を受けなくなったとき、又は貸与の取り消し等を受けたとき
- (4) 就職したとき
- (5) 就職した後、休職、復職、退職又は転職したとき
- (6) 認定期間内に対象施設に就職しないことが明らかになったとき
- (7) 補助金の交付を辞退しようとするとき
- (8) 薬剤師国家試験に合格した又は不合格となったとき
- (9) 住所、氏名その他重要な事項に変更があったとき

(支援対象者の認定の取り消し)

第14条 支援対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定の取り消し等の

措置を行うものとする。

- (1) 留年、又は休学により卒業できないことが明らかになったとき
- (2) 停学処分を受けたとき、又は退学したとき
- (3) 奨学金が貸与されなかったとき、又は貸与の取り消し等を受けたとき
- (4) 認定期間内に対象施設に就職しないことが明らかになったとき
- (5) 補助金の交付を辞退しようとするとき
- (6) その他、対象者の要件を満たさなくなることが明らかになったとき

(交付要件)

第15条 支援対象者は、交付対象期間中、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 対象施設に薬剤師として正規雇用により就業していること。ただし、病院への出向等、知事が特に必要があると認めるときは、対象施設以外で就業することができる。
- (2) 貸与を受けた奨学金に返還残額があり、かつ、滞納なく返還していること。
- (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (4) 県税を滞納していないこと。
- (5) 交付対象期間の終了後、県の実施する就業状況調査に協力する意思があること。
- (6) 対象施設に就職した支援対象者については、県が策定する、又は認めるプログラムに基づく研修を受講する意思があること。
- (7) 交付対象期間の1.5倍以上の期間、対象施設に薬剤師として勤務する意思があること。

(交付申請及び実績報告)

第16条 支援対象者は、補助金の交付申請をするときは、当該年度の3月末日までに、長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第7号）により次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（別紙1-1）
- (2) 経費所要額調兼所要額精算書（別紙1-2）

- (3) 事業計画書兼実績書(別紙1-3)
- (4) 収支予算書(別紙1-4)
- (5) 在職証明書(別紙1-5)
- (6) 奨学金の返還状況(返還額、返還残高等)が確認できる書類
- (7) その他参考となるもの

(交付決定及び交付額の確定)

第17条 知事は、前条の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付決定及び額の確定をし、交付決定通知書及び交付額確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(補助金の支払請求)

第18条 前条の通知を受けた支援対象者が補助金の支払請求をしようとするときは、長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付請求書(様式第9号)によることとする。

(交付手続の特例)

第19条 実施要綱第10条の規定により、長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号)第4条及び第13条の手続き並びに第7条及び第14条の手続はそれぞれ併合することができるものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第20条 知事は、偽り或其他不正な手段により補助金の交付を受けたことが明らかになった場合は、交付決定を取り消し、補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第21条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要領は、令和7年11月28日から適用する。